

令和7年11月1日申請分から 点検結果報告書の様式が変わります！

屋外広告物の安全性確保を推進するとともに、安全点検の実効性を高めるため、継続許可申請時に提出を求めている点検結果報告書の様式の見直しを行いました。

令和7年11月1日以降に継続許可申請を行う場合であって、高さが4mを超える屋外広告物を表示又は設置している場合は、申請前の3か月以内に点検を行い、新しい様式を使用して本市に安全点検の結果を報告してください。

今回の変更点

- ◇点検項目を7項目から**17項目**に細分化
- ◇点検結果を2段階(有・無)から**3段階(異常有・経過観察・異常無)**に
- ◇点検者の**資格者証の写し**の添付
- ◇点検結果が**経過観察**又は**異常有**の場合は**その状況が分かる写真**の添付
- ◇点検者の電話番号等の記載欄を追加

様式の掲載場所

新様式は高槻市の [屋外広告物の許可申請・届出書類](#) ページに掲載しています。

高槻市のホームページトップの  [検索](#) をクリックして、

以下の [キーワード](#) 又は [ページID](#) で検索するとアクセスできます。

キーワード検索	ページID検索
屋外広告物	3787



【お問合せ先】 高槻市 都市創造部 都市づくり推進課
TEL:072-674-7552 FAX:072-661-7008

